

## 指定児童発達支援事業運営規程

### 【さくら】

#### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人緑樹会の設置経営するさくら（以下「事業所」という。）が行う指定児童発達支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定児童発達支援を提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 事業所の従業員は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 さくら
- 二 所在地 下関市王喜本町5丁目4番14号

#### （従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 二 児童発達支援管理責任者 1人（常勤）

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援サービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- 三 保育士、児童指導員 2人以上

児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

- 四 指導員 1人以上

児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日までの毎日とする。ただし年末年始を除く。
- 二 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間は、月曜日、水曜日、金曜日の午前9時から午後1時までとする。

(指定児童発達支援の利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は、放課後等デイサービスと合わせて10人とする。

(指定児童発達支援事業の内容)

第7条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 個別療育  
療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。
- 二 集団療育  
療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- 三 関係機関との連携  
保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎サービス  
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。
- 六 相談、助言に関すること  
障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 指定児童発達支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定児童発達支援サービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町村が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

- 一 おやつ代 100円(個人に係る経費)
- 二 前号に掲げるもののほか、指定児童発達支援サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。
- 4 第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下関市（離島を除く。）、山陽小野田市、美祢市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 障害児が指定児童発達支援サービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- 一 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- 二 外出にあたり、従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定児童発達支援サービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - (4) 虐待の防止に係る責任者を選定。
- 2 事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

(非常災害対策)

第13条 指定児童発達支援サービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第14条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定児童発達支援サービスの内容、苦情解決窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 指定児童発達支援サービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担

額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第16条 管理者は、従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回

(職場におけるハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第19条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。(3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(重要事項の掲示)

第20条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第21条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護

するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。協力医療機関の名称を記載する。2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。（3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持)

第22条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第23条 指定児童発達支援サービスの提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第25条 指定児童発達支援サービスの提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第26条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人緑樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年 3月1日から施行する。

この規定は、令和5年 3月1日から施行する。

この規定は、令和6年 3月1日から施行する。